前金	部分払
有	一　回

平成２９年度営国障第４７号
津市一志体育館改修工事

工事場所	津市　　一志町高野　　地内
工　　期	平成３０年２月１６日まで
工事概要	改修 （内装改修） ※上記に係る建築工事　一式

部長	参事	営繕課長	調整･建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築	1	式		
計				

建築

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
内装改修	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

建築

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					

建築　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
内部足場 (手摺先行据置型)	くさび緊結式足場	1	式			
養生	ｼｰﾄ、ﾍﾞﾆﾔ含む	1	式			
整理清掃後片付け	施工中・竣工時	1	式			
計						

建築	内装改修			撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
遮光ｶｰﾃﾝ撤去	690㎡程度　集積共	1	式			
ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ撤去	186m程度　付属品、集積共	1	式			
計						

建築	内装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
上段ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ 操作固定	L6,000	18	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	L500　ｺｰﾄﾞ無し	6	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	片引き　L1,500	4	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	片引き　L1,700	2	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	片引き　L2,000	4	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	片引き　L2,200	4	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	片引き　L2,400	2	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	両引き　L4,000	3	か所			
中段窓紐引きﾚｰﾙ	両引き　L6,000	4	か所			
側面下窓ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ	両引き　L3,800	2	か所			
副資材	ﾌﾞﾗｹｯﾄ、ﾃﾝｼｮﾝﾌﾟｰﾘｰ	1	式			
取付調整費	ﾚｰﾙ本体	1	式			
遮光ｶｰﾃﾝ （上段）	W6,000×H3,000	18	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W2,500×H3,000	4	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W1,700×H4,800	2	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W2,900×H4,800	2	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W4,000×H4,800	2	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W1,500×H3,000	4	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W2,200×H5,700	4	台			
遮光ｶｰﾃﾝ （中段）	W4,000×H6,100	1	台			

建築	内装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
遮光ｶｰﾃﾝ（中段）	W6,000×H5,700	4	台			
遮光ｶｰﾃﾝ（側面下窓）	W3,800×H3,200	2	台			
ｶｰﾃﾝ吊込費		1	式			
計						

建築　発生材処分

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	積込み共	1	式			
発生材処分	処分費 廃ﾌﾟﾗ類0.3tほか	1	式			
計						

特　記　仕　様　書

【部分下請負通知書に関する事項】
　受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】
　受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。
　なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

＜名札の例＞

写　真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏　名　○○　○○
	工事名　○○○○○工事
	工　期　自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会　社　○○○○株式会社 印

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】
　工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
　なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】
　請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。
　なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事実績情報の登録に関する事項】
　受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【施工体制台帳】
　受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】
　工事完成報告書の提出部数は３部とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

3　受注者等の義務

(1)　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。

(2)　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

(3)　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。

(4)　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

１　下請契約又は再委託（ 一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。

２　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。

３　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。

４　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。